

浜松市規則第 6 号

浜松市火災予防規則の一部を改正する規則

第 1 条 浜松市火災予防規則（昭和 6 1 年浜松市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(喫煙等の禁止の解除申請)</p> <p>第 1 1 条 条例第 2 3 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、喫煙等の行為を行おうとする日の<u>3 日前</u>までに、第 2 号様式による申請書に当該行為を行おうとする場所の詳細図及びその付近の概要図を添付して管轄の消防署長に申請しなければならない。</p>	<p>(喫煙等の禁止の解除申請)</p> <p>第 1 1 条 条例第 2 3 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、喫煙等の行為を行おうとする日の<u>7 日前</u>までに、第 2 号様式による申請書に当該行為を行おうとする場所の詳細図及びその付近の概要図を添付して管轄の消防署長に申請しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 浜松市火災予防規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(炉等の防火上支障のない措置)</p> <p>第 6 条の 2 条例第 3 条第 3 項ただし書(条例第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 7 条第 2 項、<u>第 7 条の 2 第 2 項</u>及び第 8 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する防火上支障のない措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(炉等の防火上支障のない措置)</p> <p>第 6 条の 2 条例第 3 条第 3 項ただし書(条例第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 7 条第 2 項、<u>第 7 条の 3 第 2 項</u>及び第 8 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する防火上支障のない措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 4 号様式中

「

炉・厨房設備・ボイラー
 温風暖房機
 給湯湯沸設備
 乾燥設備
 サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備
 放電加工機

設置届出書 を

」

「

炉・厨房設備・ボイラー
温風暖房機
給湯湯沸設備
乾燥設備
簡易サウナ設備 設置届出書 に改める。
一般サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生じる設備
放電加工機

」

第3条 浜松市火災予防規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(危険物品) 第10条 条例第23条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次に掲げるもの（通常携帯する軽易なものを除く。）とする。 (1) (略) (2) <u>条例別表第7の備考の8に規定する引火性液体の性状を有する物品のうち、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したもの(1気圧において温度20度で液状であるものに限る。)</u> で1気圧において引火点が250度以上のもの (3)・(4) (略)	(危険物品) 第10条 条例第23条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次に掲げるもの（通常携帯する軽易なものを除く。）とする。 (1) (略) (2) <u>条例別表第7の備考の6に規定する可燃性固体類及び同表の備考の8に規定する可燃性液体類</u> (3)・(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第3中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">禁煙</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">火気厳禁</div>	赤	白	25 以上	50 以上	当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置	映画上映等のため場内を暗くして使用する客席にあつては、灯火入りとすること。
---	---	---	----------	----------	-------------------------	---------------------------------------

を

」

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">禁煙</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">火気厳禁</div>	赤	白	25 以上	50 以上	当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置	
---	---	---	----------	----------	-------------------------	--

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年3月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 令和8年3月31日
 - (2) 第3条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市火災予防規則第11条の規定は、令和8年4月1日以後に行おうとする喫煙等の行為に係る申請について適用し、同日前に行おうとする喫煙等の行為に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の浜松市火災予防規則第10条第2号に掲げる火災予防上危険な物品に係る同規則第11条の規定による申請及び浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）第23条第1項ただし書の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行

うことができる。

(あらまし)

この規則は、浜松市火災予防条例の一部改正による簡易サウナ設備の基準の追加に伴う規定の整備を行うほか、所要の整備を行うものです。